

(地域密着型通所介護及び
介護予防通所介護)

利用者：様

様（以下、「利用者」といいます）と、株式会社オフィス心絆の営むこころねデイサービスセンター（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う地域密着型通所介護・介護予防通所介護について、つぎのとおり契約を結びます。

第1条 （契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように地域密着型通所介護及び介護予防通所介護のサービス（以下「地域密着型通所介護サービス」という。）を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

2. 事業所が、契約者に対して実施する地域密着型通所介護及び介護予防通所介護サービスの内容、利用日、利用時間費用等の事項は、別紙「重要事項説明書」に定めるとおりとします。

第2条 （契約期間）

この契約の契約期間は 令和 年 月 日 から、利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

2. 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条 （地域密着型通所介護計画及び介護予防通所介護計画書の作成・変更）

事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「地域密着型通所介護計画及び介護予防通所介護計画書」（以下「地域密着型通所介護計画」という。）を作成します。事業者はこの「地域密着型通所介護計画」の内容を利用者およびその家族に説明します。

2. 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画が変更された場合において、利用者及びその家族等と協議して必要があると認められた時は、地域密着型通所介護計画を変更するものとします。

第4条 （地域密着型通所介護の提供場所・内容）

地域密着型通所介護のサービス提供場所はこころねデイサービスセンターです。所在地及び概要は【重要事項説明書】の通りです。

2. 事業者は、第3条に定めた地域密着型通所介護計画に沿って地域密着型通所介護のサービスを提供します。
3. 事業者は地域密着型通所介護のサービス提供にあたり、内容について利用者に説明します。
4. 利用者がサービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることが出来ます。事業者はその内容を検討し、変更できる場合は希望に沿うように変更します。

第5条 （サービス提供の記録）

事業者は、サービス提供記録を作成し、この契約の終了後も5年間保管します。

2. 利用者は、事業者の営業時間内に、その事業所にて当該利用者に関する第1項のサービス提供記録を閲覧することができます。
3. 利用者は、第1項のサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。但し、複写物にかかる費用については実費料金を利用者が支払います。

第6条 （料金）

利用者は、サービスの対価として【重要事項説明書】に定める、利用単位毎の料金を基に計算された、月毎の合計金額を事業者を支払います。

2. 事業者は、当月料金の合計額の請求書に明細を記して、翌月15日までに利用者に送付します。
3. 利用者は、当月料金の合計額を、翌月28日までに事業者の指定する方法で支払います
4. 事業者が利用者から料金の支払いを受けた場合は、利用者に領収証を発行します。

第7条（サービスの中止）

利用者は、事業者に対して、サービス実施日の前々営業日の午後5時までに通知することにより、料金を負担する

ことなく、サービスの利用を中止することができます。

2. 利用者が、サービス実施日の前々営業日の午後5時までに通知することなくサービスの中止を希望した場合は、事業者は利用者に対して、【重要事項説明書】に定める計算方法により、料金の全額または一部をキャンセル料として請求することができます。この場合の料金は第6条に定める他の料金の支払いと併せて請求します。
3. 事業者は、利用者の体調不良等、地域密着型通所介護におけるサービス提供が困難と判断した場合、サービスを中止することができます。この場合の取り扱いは【重要事項説明書】に記載した通りです。

第8条（料金の変更）

事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより、利用料および食費等の料金の変更（増額または減額）を申し入れることができます。

2. 利用者が料金の変更を承諾する場合は、新たな料金に基づく【契約書別紙】を作成し、相互に取り交わします。
3. 利用者は、料金の変更を承諾しない場合は、事業者に対し文書で通知することにより、契約を解約できます。

第9条（契約の終了）

利用者は事業者に対して、1週間の予告期間において文書で通知をすることで、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変・急な入院など、やむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でも、この契約を解約することができます。

2. 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において、理由を示した文書で通知することで、この契約を解約することができます。
3. 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することで、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なく、サービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④ 事業者が破産した場合
4. 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することで、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず、10日以内に支払われない場合
 - ② 利用者またはその家族等が、事業者やサービス提供の従業者または他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの迷惑行為・背信行為を行った場合
 - ③ 利用者が正当な理由がなく、サービスの中止を繰り返した場合、または入院・入所・病気などにより、3ヶ月以上にわたり、サービスを利用できない状態にあることが明らかになった場合
5. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
 - ③ 利用者が死亡した場合
 - ④ 事業者が事業を廃止した場合

第10条（秘密保持）

1. 事業者および事業者に従事する者は、サービス提供をする上で知り得た、利用者およびその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続されます。
2. 事業者は、利用者およびその家族の有する問題や、解決すべき課題などについて話し合うためのサービス担当者会議において、利用者および家族の個人情報を、情報を共有するために用いることを、本契約をもって同意

したとみなします。

第11条（賠償責任）

1. 事業者は、サービスの提供にともない、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、利用者に対してその損害を賠償します。
2. 利用者およびその家族が、故意もしくは重大な過失によって、施設・サービス提供の従事者・他の利用者などに損害を与えた場合は、事業者は当該利用者に対し、その損害について賠償請求することがあります。

第12条（緊急時の対応）

事業者は、現に地域密着型通所介護サービスのサービス提供を行っているときに、利用者の病状に急変が生じた場合、またその他必要な場合は、速やかに家族または緊急連絡先へ連絡するとともに、医療機関への協力要請など必要な措置を講じます。

第13条（連携）

事業者は、地域密着型通所介護サービスのサービス提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第14条（高齢者虐待の防止について）

1. 虐待防止についての責任者は事業所の管理者とする。
2. 虐待が疑われる事例を発見した場合、市町村等関係機関へ報告を行うものとする。
3. 認知症や各種障害などの理解のための研修の実施、研修の機会を確保する。

第15条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者およびその家族からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、地域密着型通所介護サービスのサービス提供に関する、利用者の要望・苦情等に対し、迅速に対応します。

第16条（本契約に定めのない事項）

1. 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他関係諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第17条（裁判管轄）

この契約に関して、やむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、事業者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることとし、予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者および事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日

令和 年 月 日

私は、重要事項説明書の説明を受け、本契約書の内容を理解し、本日契約いたします。

【利用者】

住 所 _____

氏 名 _____ 印

署名代行者（代理人）

私は、本人の契約意思を確認し署名代行いたしました。

続 柄： _____

住 所 _____

氏 名 _____ 印

【事業者】 広島県広島市安芸区矢野西三丁目16番10号
株式会社オフィス心絆

代表取締役 山崎 晴敏 印

【事業所】 広島県広島市中区江波栄町11番27号 アテリア1階
こころねデイサービスセンター